

平成30年9月6日

〒

殿

(認定番号000000)

競争入札参加資格認定の定期申請について（お知らせ）

日頃、かながわ電子入札共同システムの運用に御理解御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、平成31・32年度の競争入札参加資格認定に係る定期申請の受付を、次のとおり行いますので、お知らせいたします。

1 申請書データの受付期間

平成30年10月1日（月）から同年11月30日（金）までの午前8時30分から午後8時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

パソコンからインターネットで送信された申請書データ（継続申請）を受け付ける期間です。

2 提出書類受付期間

平成30年10月1日（月）から同年12月3日（月）（消印有効）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

「入札参加資格申請・共同受付窓口」は2箇所に分かれております。提出書類の送付先は、申請業種ごとに異なりますのでご注意ください。

各市町村等に申請する場合は、個別に送付する提出書類があります。その場合も、提出書類受付期間内の送付をお願いします。

A4判の書類を折らずに封入できる封筒で、「簡易書留」による郵送にご協力ください。

3 申請の手引・申請における注意点等の掲載

「かながわ電子入札共同システム」のホームページ内の「マニュアル」に順次、掲載いたします。

4 認定番号による申請書データの送信日

システムへのアクセスが集中することにより、つながりにくくなることを避けるため、次の認定番号ごとの期間内に申請データの送信手続にご協力をお願いします。

認定番号100001～103700までの方	10月	1日～10月	5日まで
認定番号103701～107700までの方	10月	9日～10月	15日まで
認定番号107701～111400までの方	10月	16日～10月	22日まで
認定番号111401～116900までの方	10月	23日～10月	29日まで
認定番号116901～123500までの方	10月	30日～11月	5日まで
認定番号123501以降の方	11月	6日～11月	12日まで

5 その他

(1) 「工事」のうち「とび・土工・コンクリート工事の請負」及び「解体工事の請負」を申請される方へ

平成28年6月1日施行の改正建設業法により「とび・土工工事業」から「解体工事業」が分離され、新たな許可区分として新設されました。

現在、その経過措置として、施行日時点で「とび・土工工事業」の許可を受けて「解体工事業」を営んでいる建設業者は、平成31年5月31日まで、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です。

このため、「とび・土工・コンクリート工事の請負」の入札参加資格認定（以下「認定」という）を受けた建設業者のうち、経過措置に該当する建設業者は、経過措置期間中、「解体工事の請負」の認定を受けたものとみなしております。

従って、経過措置期間後も解体工事の入札参加を希望される建設業者においては、「解体工事の請負」を申請し、その認定を受ける必要がありますのでご注意ください。

(2) 「一般委託・物品」の入札参加資格の認定を申請される方へ

許可、届出等を必要とする営業種目を申請される場合は、許認可情報の入力と併せ、必ず許認可証等の写しをご提出ください。（申請の手引き資料編をご参照ください。）